

1.はじめに

1-1.計画の背景

これまで、全国各地の多数の自治体では、自主的に景観形成条例を制定することにより、良好な景観形成への施策を実施してきましたが、これらの条例には法的な根拠がないため、なかなか実効性を伴った取り組みができないという実態がありました。こうした背景を受けて、平成16年12月、我が国ではじめての景観に関する総合的な法律である景観法が施行されました。

景観法では、都道府県と中核市は自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町村は都道府県と協議し、同意を得られれば景観行政団体となることができると規定しています。このことは「やる気のある市町村を支援する」と言い換えることもでき、市町村がさまざまな事業制度を活用して景観施策を行っていくためには、景観行政団体となり景観計画を定めることが不可欠です。

また、これまで景観形成条例等によって独自の施策を進めていた市町村では、景観法に基づく委任条例に移行させることで実効性を高めることが期待されます。

さらに計画づくりや計画の推進にあたっては、住民、事業者、行政の協働によって景観形成を図ることが必要です。

1-2.計画策定の目的

鳥取市は、平成16年11月1日、周辺8町村の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町と歴史的な合併を行い、山陰最大の20万都市として新たにスタートしました。平成18年3月には、合併前の9市町村の歴史・文化・まちづくりを継承し、地方自治新時代にふさわしい自立した自治体として、『人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取』を新市の将来像に掲げ、第8次鳥取市総合計画が策定されました。この計画では、本市の将来像の実現に向けて、「個性を活かしたまちづくり」、「連携・交流による活力にあふれるまちづくり」、「市民が主役の協働によるまちづくり」、「自己決定による自立したまちづくり」、「世界と手を結び未来へ飛躍する夢のあるまちづくり」をまちづくりの原則としています。また、同年5月に策定された鳥取市都市計画マスタープランにおいて、市街地(都市)と田園地域(農村)が融合した「新・生活交流都市(ハーモニーシティ)」の創造を目指すこととしています。

「鳥取市景観計画」は、総合計画や都市計画マスタープラン、環境基本計画等に示される様々な景観施策の具体化、実現に向けての施策の展開方針を示すものです。また、「鳥取市景観計画」を広く市民・事業者に公表することにより、個性あふれる鳥取市の景観を守り、育て、創り、次の世代へ伝えていくための総合的、計画的な指針(方針、新しい制度や仕組み)として活用していくことを目的とします。

2. 都市の概要

2-1. 都市の概況整理

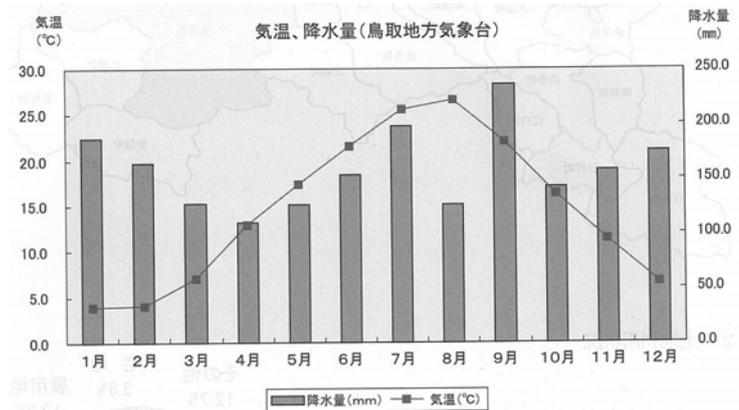
(1) 概況の整理

① 位置と地勢

鳥取市は、鳥取県の東北部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は若桜町、八頭町、智頭町および岡山県と接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心都市となっています。市の総面積は765.66 km²で鳥取県の約21.8%を占めています。

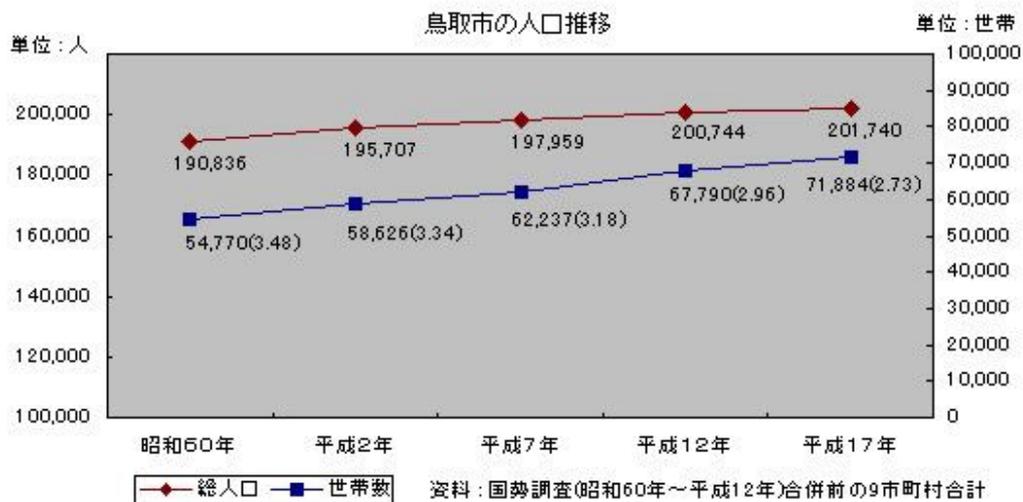
② 気象

本市の気候は、日本海岸気候区に属し、1971年～2000年の年平均気温は14.6℃、平均年間降水量は1,897.7mmとなっています。



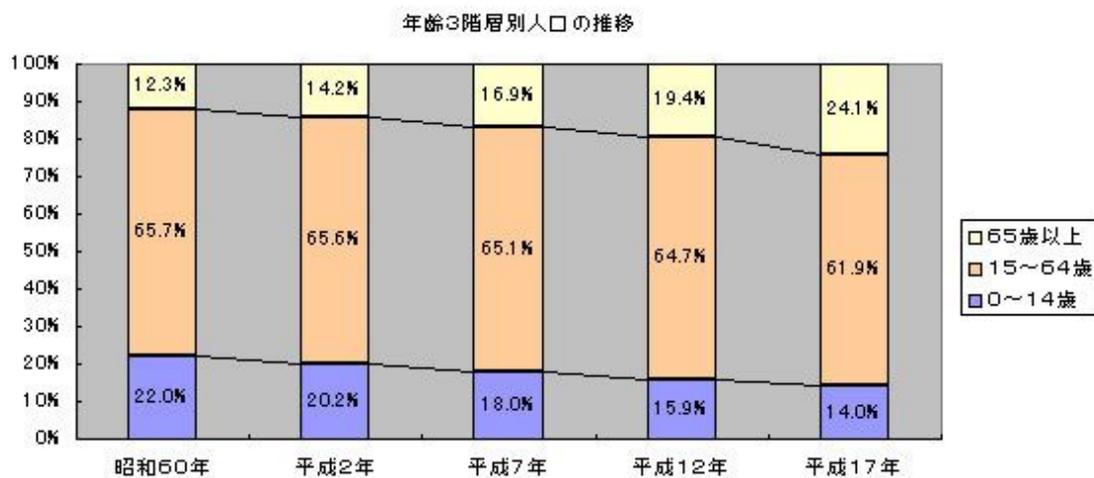
③ 人口と世帯

平成17年の国勢調査によれば、総人口は201,740人で平成12年の前回調査より0.5ポイント増加しています。総世帯数も71,884世帯と前回より6.0ポイント増加しています。また、平成17年の世帯数、世帯人員を平成12年と比較すると、世帯で4,094世帯増加するものの、1世帯あたりの世帯人員は0.23人減少するといった核家族化が進行しています。



④年齢別人口

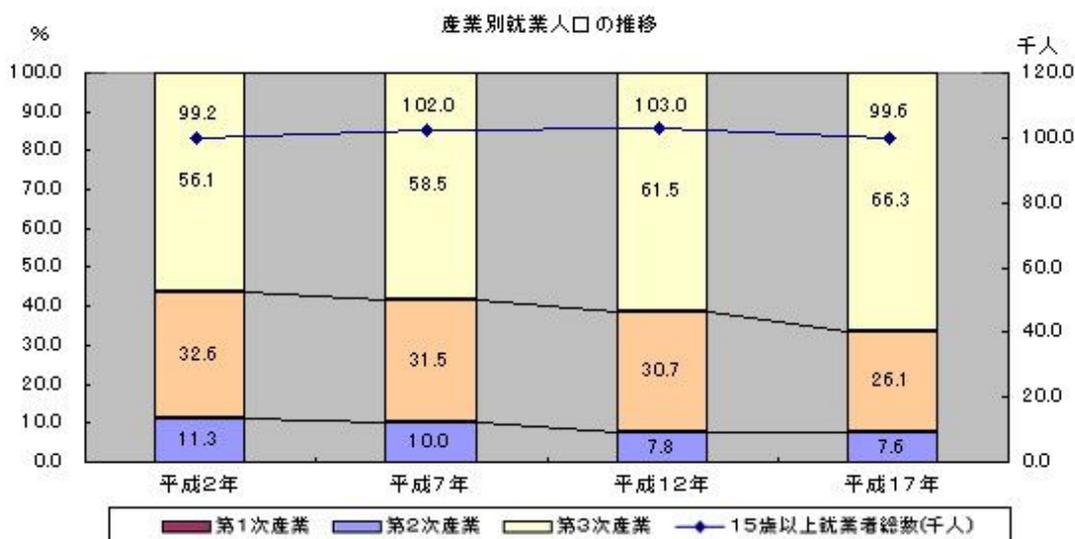
平成17年の国勢調査によれば、65歳以上の高齢化率は24.1%と平成12年の調査時より4.7%増加しており、今後高齢化が一層進展することがうかがえます。



資料：国勢調査(昭和60年～平成12年)合併前の9市町村合計

⑤産業

本市の産業別就業人口割合について、第3次産業は年々増加傾向にあります。しかし、その一方で、第1次産業の割合は減少傾向にあり、特に高齢化や後継者不足の進展に伴い、その対策が求められます。



資料：国勢調査(昭和60年～平成12年)合併前の9市町村合計

2-2.上位・関連計画の整理

(1)景観計画の概要

景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観行政団体がその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものです。景観計画では、建築物の建築等の一定の行為に対する届出・勧告に加えて、あらかじめ条例で定めた場合に建築物や工作物のデザインや色(形態意匠)に対して変更命令が出せるようになりました。また、景観法は、国土交通省、農林水産省、環境省が三省共同で所管している法律のため、常に広いエリアでの適用が可能となります。このため、基本的には、現在地方公共団体において運用されている景観条例の多くが、法に基づく景観計画へと移行していくことが想定されます。

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準



図. 景観法のスキーム

(2)第 8 次鳥取市総合計画

【鳥取市の将来像】

「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」

【まちづくりの5つの原則】

1. 「個性」を活かしたまちづくり
2. 「連携・交流」による活力にあふれるまちづくり
3. 市民が主役の「協働」によるまちづくり
4. 自己決定による「自立」したまちづくり
5. 世界と手を結び未来へ「飛躍」する夢のあるまちづくり

【まちづくりの基本政策】

1. 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり
2. 自然と社会が調和した環境づくりと安心していきいきとした暮らしづくり
3. 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり
4. 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり

【景観施策の展開】

第1節 自然と社会が調和した環境づくり

第5 自然と調和する都市景観の形成

■都市的土地利用

- 「鳥取市都市計画マスタープラン」による総合的・計画的な都市づくりの推進
 - ・都市構造・都市空間の形成や土地利用の基本的な考え方、良好な都市環境の形成など、都市の将来像を明らかにします。 等
- 人と自然にやさしい緑景観のまちづくりの推進
 - ・「鳥取市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や緑化を総合的に推進します。 等
- 景観法、景観形成条例等に基づく良好な景観形成の推進
 - ・「鳥取市景観計画」を策定し、景観形成を総合的・計画的に推進します。 等
- 土地区画整理事業の実施
- 道路、公園等の都市施設の整備
- 「(仮称)鳥取市土地利用条例(まちづくり条例)」の策定に向けた調査・検討

■自然的土地利用

- 集落の保全や形成の推進

(3)鳥取市都市計画マスタープラン

【都市の将来像】

「環境・文化・交流」拠点都市・とっとり
～個性ある新・生活交流都市(ハーモニーシティ)をめざして～

【都市づくりの基本方針】

1. にぎわいと活力ある都心の再生とうるおいのある生活空間の実現（市街地）
2. 自然と共生したゆとりのある田園生活空間の創造（田園地域）
3. 豊かな自然環境・景観、地域に根づいた伝統文化の保存・伝承と創造
4. 地域産業の振興と交流・連携を促進する都市基盤づくり
5. 安全・安心でいきいきとした地域づくり

【都市景観形成の方針】

○地域特性に応じた景観計画の策定

ア) 良好な自然景観の保全・育成

- ・鳥取砂丘や千代川をはじめとする豊かな自然資源は、積極的な保全を図ります。
- ・これらの自然資源を活用し、緑化や親水空間の整備、清掃活動等を推進することで、さらなる良好な景観の育成を図ります。

イ) 歴史的資源を活かした景観形成

- ・歴史的たたずまいのある旧城下町の街なみや、歴史的・文化的建造物の保全を図ります。
- ・歴史的資源の改修・復元により、魅力ある景観の再生を図ります。

ウ) 都市と田園が調和した景観形成

- ・市街地外縁部では、都市と自然環境・田園環境が調和した土地利用の誘導を図り、美しい農村景観の保全育成を図ります。

エ) 美しい公共空間の形成

- ・街路樹による道路の緑化や電線類の地中化などを推進し、美しい道路景観の形成を図ります。
- ・公共建築物や駅前・バス停などの交通施設では、地域性に配慮したデザイン設計や緑化を推進し、個性ある景観づくりを進めます。

オ) 良好な景観形成に向けたルールづくり

- ・より積極的に景観の形成や誘導を図るべき地区や特定の建築物については、景観地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定を検討し、行為規制等を行います。
- ・地域特性や市民との協働による良好な環境づくりを行うため、土地利用条例(まちづくり条例)や景観協定の策定に向けた調査・検討を進めます。
- ・地区計画や建築協定、緑地協定の導入を進め、ゆとりある緑豊かな都市景観の形成を図ります。